

第3回佐賀市社会教育委員の会議 議事概要

日時：平成25年2月20日（水）
午前10時00分から12時10分
場所：青少年センター2号研修室

1 委員

上野景三（佐賀大学文化教育学部教授）
大久保美奈子（佐賀市立小中校長会）
木原久美子（佐賀市公民館長会）
伊東悦子（佐賀市PTA協議会）
平川哲男（佐賀市子ども会連絡協議会事務局長）
松尾美千代（子育て支援グループ「クローバー」代表）
田口香津子（佐賀女子短期大学こども学科教授）
谷口仁史（特定非営利法人NPOステューデント・サポート・フェイス代表理事）
寺崎久枝（公募委員）
池田直（公募委員）

2 議題

- (1) 平成25年度佐賀市社会教育助成事業補助金について
- (2) 青少年教育のあり方検討小委員会での調査研究状況について

3 主な意見

- (1) 平成25年度佐賀市社会教育助成事業補助金について

（事務局：社会教育課）

（資料1にて説明）

社会教育法の第13条の規定により、平成25年度の補助金の内容について説明する。

平成25年度の補助金の予算額については、佐賀市私立幼稚園PTA連合会は昨年と同額であるが、それ以外の団体については、前年比の97%の予算ということで計上している。

青年団の補助金については、平成25年度の予算から交付はない。先般、議会の方でも指摘があり、全市域で活動されている団体に対しての補助が求められているため、この間、ずっと青年団が一本化で調整できないか会議を重ねてきたが、一本化するには至らず、青年団からの申し出もあり、来年度の補助金交付しないこととなった。

（事務局：青少年課）

青少年課から補助金を交付している団体について、平成25年度の補助金の予算額については、社会教育課と同様の前年比97%の予算で計上している。

（委員）

これは団体補助か、事業補助なのか。

(事務局)

団体補助となる。

(委員)

団体補助であるから団体が申請して事業に対して補助をするのではなく、いろいろ（社会教育に関する）事業を行うので団体に対して補助を行うという考え方なのか。

(事務局)

はい。

(委員)

団体補助ということは、使い道を限定せずに補助していて、それについて団体から、例えば、スカウト運動推進連絡会議からは、89,000円をこういうことに使いましたと佐賀市に報告されているということか。

(事務局)

事業の計画があり、事業の活動報告があり、それに基づく予算、決算がある。

(委員)

この89,000円の使い道については明確にしなくていいということか。

(事務局)

そうなる。

(委員)

金額が高いところもそうか。例えば佐賀市子ども会連絡協議会の1,444,000円についても、どう使われたかというのは、予算、決算の報告でよいということか。

自由に使って下さいと補助していると理解してよろしいか。

(事務局)

事業の中で補助金が使われているという状況である。

(委員)

人権に使おうと、何に使おうと自由に使えると理解してよろしいか。

(委員)

ある程度、事業計画で計画しているのではないか。予算、事業項目があると思う。

何でも自由ではないと思うがいかがか。

(事務局)

色々な予算項目があり、その中で使われている。

(委員)

色々な事業の積み重ねで、トータルと思うがいかがか。

(事務局)

そうなる。

(委員)

それでは、この事業のどの部分とは特定されないのか。

(委員長)

そうなる。

よって、委員からは、今そういう出し方でいいのかとご指摘いただいている。

(委員)

この団体に補助金を出している積算根拠は何かがわからない。

(委員長)

委員からのご指摘というのは、団体に予算を投げるという形でいいのかということと、もう1つが、適正に使われたかというチェックがどうされているかということだが、その辺りはどうなっているか。

(事務局)

補助金を交付し、実績報告が提出される、その実績報告の中でヒアリングをすることになる。

(委員)

平成24年度の予算の前からもずっと長く補助がなされていたと考えるが、例えばAという団体にこれだけの補助を出すという根拠が、会員数なのか、何を元に各団体に補助金を出されているのか資料を見ただけでは推測出来ない。その辺はどうなっているか。

(事務局)

基準はない。過去からの経緯がありシーリーグがあったときには、減額していて、団体補助としているので、事業補助であれば、その事業の三分の一とかそういう手続きになると考えるが、この辺が、今後、検討すべき課題かと考える。

(委員長)

おそらく旧佐賀市で補助金を出すようになったのは、法（社会教育法）が改正されてからであるので、1959年頃かと考える。当時は、おそらく組織人員とかをベースにし補助金の金額を出しておられたと考える。それから時代が変わり、それぞれの組織の人員が変わってきた中で、従来の枠組みで、補助金を団体補助という形でそのまま出していいかという問題と、それを、少し整合性をもった形で整理するというやり方をしないといけないという割とテクニカルな問題、また、今のご時勢、団体補助というようなざっくりとした補助金でいいのかという問題が出てくかと思う。佐賀市全体のことを考えた時に旧社会教育団体というのは、婦人会をはじめ伝統的な団体もあるが、社会教育の活動を推進しているような団体に対して、少し門戸を広げるといような考え方もあっていいかと考える。そこが団体補助になると難しいので、事業補助で、補助する考え方もあるかと考える。

(委員)

資料の下から2番目の佐賀市子ども劇場が佐賀市となっているところの市（という文字）がいないと思う。会員数が88人となっているのが、488人の間違いではないかと考える。

(委員長)

他に意見はないか。

(委員)

団体の選考基準はあるのか。例えば社会教育にかかわる子育てを支援する団体とか、また、そういった団体から新たに申請が出来るのか。

(事務局)

現在、社会教育関係団体への補助金は、交付している団体が更新されている状況で、新たな団体からの申請手続きが行われていない状況である。

その部分についても検討事項である。

(委員)

選考基準がなく、従来どおりの社会教育関係団体への交付が行われているということか。

(事務局)

そのような状況があり、九州県都の状況を照会したところ、佐賀市と同様に伝統的な社会教育関係団体への補助が多いのが実情のようである。新たに申請団体が出てきた時の対応は、どこも課題としているような状況である。

(補助金交付団体の)他に社会教育活動を行っている団体はある。社会教育法による社会教育団体の定義もあるので、社会教育の事業をしているとか、事務所を設置している、定款を備えている、自立している団体とか、そのような条件をクリアすれば、検討される団体になるかと考える。

(委員)

伝統的な社会教育関係団体は、地域の網羅的な組織が多く、例えば青年団、婦人会、子ども会は、誰でも入れるため、公共性が高い団体へ公金(補助金)を支出することになる。一方で個別のサークル、NPOの団体については、ミッションを共有する人だけが入っているため、その中で公共性が担保されるかという問題が出てくる、もう1つ、補助金の出し方としては、ある団体へは補助を行って、別の団体へは補助を行わないとなると公平性を欠くという問題が出てくるため、個別のサークル、NPOへは出(補助金交付)しにくい状況がある。ですから社会教育事業を行うNPOが連合組織を作り、そこへの団体補助という形であれば行政としては補助金を支出し易いのではないかと考える。

(委員)

佐賀市には数百団体あるかと考えるが、少なくとも一定の基準を満たし、先ほど委員長が言われた数団体が集まったときに団体補助が受けられるとかの、少なくともこれからは、基準を示す必要があるのではないかと考える。

少ないお金でどれだけ効果を生めるかを考えると、やはり発展性を持たせるということが行政の役割、使命かとも考える。

制度を切り替える段階では、例えば3年間は移行期間を設けるなど、ソフトランディング出来るよう実施していく必要があるかと考える。

(委員)

平成25年度の補助金申請はもう締め切られているのか。

(事務局)

平成25年度の申請は、まだ受け付けておらず、平成25年度に入ってからとなる。

(事務局)

先ほど委員から指摘があった、子ども劇場の会員数については、平成23年度の実績報告から読み取り誤りがあり、月平均465.8人となっており、訂正をお願いします。

(委員)

月平均とはどういうことか。

(事務局)

毎月、会員数が変動するので月平均という報告になっている。

(委員長)

承知した。

ほかにご意見ありませんか。

以上、これだけ意見が出ました、平成25年度については大幅な見直しは難しいと考える、次年度に向けて団体補助にするのか、事業補助にするのかも含めて検討いただきたい。

これで第一点目の補助金の議事については終わり、二点目の青少年教育のあり方検討小委員会での調査研究状況について報告をいただきたい。

(2) 青少年教育のあり方検討小委員会での調査研究状況について

(事務局)

(資料 2-1 により説明)

国が作っている「子ども・若者白書」の項目に基づいて「佐賀市版子ども・若者白書」を作り始めた。配布している資料は、5回分で、2月18日まで含めると6回の検討小委員会を開催した。まず、第2回の検討小委員会では、子ども・若者白書の第1章子ども・若者の成育環境と第3章子ども・若者の安全と問題行動について資料を準備し議論いただいた。

(資料 2-2 により説明)

まず、子ども・若者の成育環境ということで、項目、内閣府の資料、9月26日現在で準備が出来た数字(データ)に基づいて資料も作成している。この資料に基づき、委員の皆様から右端にある指摘事項等、例えば2ページ中ほどより下になるが、大学・短大への進学率の推移の項目では、指摘事項等の欄に掲載のような意見をいただき、意見をいただいたものは、そのつど佐賀市の状況を調べて資料に載せるよう進めている。

(資料 2-3 により説明)

3回目の検討小委員会についても、同様に第2章について、白書の項目に沿って佐賀市の資料を集め委員の皆様提案し、右にあります指摘事項等の意見をいただいた。委員の皆様からは、佐賀市版の白書に国の資料に入っていない項目をいれて、佐賀市ベースの資料を作っていきたいとの意見や、3回目では佐賀市のデータが出てこないと動けない、類推できるようなデータが並ぶだけでも子どもたちの状況やどういった施策が必要かのイメージが沸いてくるなどの意見があった。資料 2-1 の裏面になるが、第4回の検討小委員会では、佐賀県学校教育課の生徒指導担当の先生と不登校担当の先生から、高校の現状等を伺ったところである。

次に、第5回目の検討小委員会は、佐賀県警察本部の少年課の桑原課長補佐から、警察の現場での様々な体験談、支援・サポート活動等について説明していただいた。また、事件を起こした子ども達との関わりの中から立ち直り支援を始めたことや、非行の現状を見ていると少年非行が低年齢化している傾向があるという話もしていただいた。

6回目は、白書を作るに当たり、今まで作成した資料には、コメントを入れ

たほうが良いとか、また、国の資料、県の資料、市の資料だと分かるように表の右端の中に入れた形で作成するようにと意見をいただいた。

(委員長)

今、事務局から調査研究状況について報告をいただいたが、簡単に補足させていただくと、そもそものスタートは、この社会教育委員の会議の議題にも何回も上がってきた青少年センターの改修がスタートである。青少年センターを、改修をするとしたらハードだけを改修をしてもどれだけの存続の意味があるのかとの議論が一方で出てくるだろうと、むしろ青少年センターとしての新たな役割や機能に一步を踏み出す必要があるのではないかという意見だったかと思う。青少年センターの利用率であるとか、どこから（どこの地域の）子どもたちが利用しているかとかのデータはあったけれども、今の社会情勢の中で何をすべきかということは、そこからだけでは出てこない。それで実態を把握する必要があるのではなかということ白書を作ろうとなったわけである。

今、青少年問題は多岐にわたっているので（青少年）センターがやれることは限られるであろうと、人も予算も限られている、その中で有効な手段を導き出すことが求められているということである。

(委員)

ここの青少年センターをどういう風にしていくかという視点に立って（白書を）読んでいきたい。

(委員)

やはりこの広範な問題というものも、一つ一つの分野で見ると、これが必要、あれが必要となっていく。全部やるわけには行かない。関連性が深いものをひとつにまとめていくと、実はこういう取組であればそれぞれの分野の問題も解決出来るという視点で、俯瞰的に全体を見ながら、今何が一番必要なのかという視点で考えていく必要があるかと考える。

(委員長)

今、小委員会の委員の方に先にご意見をいただきました。ほかに社会教育委員の方からお気づきの点があれば意見をいただきたい。

(委員)

学校の立場からだが、不登校に関しては、各学校の方から毎月、不登校、生徒指導、問題行動を市のほうへ報告している。不登校の基準については、30日以上年間欠席となっている。30日には至らないが、欠席数が多い生徒へは細やかな指導が必要になり、不登校の児童数の数が減っても、その中身にしっかり目を向けないといけない。それから欠席しがちな子どもが不登校になって、将来引きこもりになり仕事に就けなくなる可能性が大きいので、小学校のときから欠席しがちな子どもに気をかける必要がある。学校に行けなくてもここには行ける、そういう場所を増やしていく必要があるということと、白書が活用されれば良いと考える。

(委員長)

実態を把握しながら、求められるのが学習機会の提供なのか、スポーツの場所の提供なのか、相談業務なのか、就労支援なのか、そして他でやっているところがあればそこに任せれば良い訳で、青少年センターが本来やらなけれ

ばならない仕事、業務が何なのかを考える材料として白書を作られている。かなり画期的なものを作られていると考える。青少年センターの役割については、次年度の大きな課題になってくると考えるので、委員の皆様には、会議において意見をいただきたい。よろしくお願いしたい。

4 各課からの報告

(1) 公民館の機能向上に向けた取り組み状況について

～佐賀市立公民館が果たすべき機能に関する佐賀市教育委員会方針
実施工程表～
(資料3にて説明)

(委員)

公民館の指針が出来た。指針に基づいて評価制度をきちんとしなければならない。そうでないと PDCA がまわらない。

コミュニティ行政との整合性をどう図っていかうと考えておられるのか？

(事務局)

公民館の指針に基づいて、公民館宛来年度の運営方針の作成依頼をしている。併せて、重点目標についても、掲げていただくよう依頼している。

評価については、作成中だが、公民館の運営評価と事業評価の2本立てで考えている。運営評価についても4つの柱に併せた指標をつくりながら、指標に対してどうだったのかということの評価するようなかっこうで考えている。公民館の事業評価についても同様なつくりこみである。

コミュニティについては、両方で内部協議中である。

(委員)

評価に対してインセンティブはあるのか。

(事務局)

インセンティブは考えていない。

(委員)

がんばったところとそうでないところは、何か(メリッ的なもの)がないと頑張らないのでは。

(委員長)

インセンティブの考え方は難しい。収益部門ではない。

PDCAのCAの部分が大切だと思う。がんばったところに予算措置をするとなると、もっとがんばれとなるが、がんばれないところは、なんらかの理由があったりして、慎重に考える必要がある。PDCAを入れるのであれば、それぞれに改善する手立てとか予算措置といっしょに考えていかないと従来通りで時間だけが過ぎていくという趣旨だと思う。

(委員)

今、公民館に聞かれている状況である。事業に対しても運営に対しても4つのカテゴリーでわけてあるので、どこが出来ていてどこができていないのか

が分かりやすくなる。

(委員)

地域リーダー人材発掘育成施策について、地域リーダーはどのような基準で選ばれているのか、公民館単位で利用されている団体に声かけしてあるのか。

(事務局)

公民館と地域をつなぐ社会教育を推進する方を育てる人材育成施策を模索している状況である。

(2) 公民館使用料等の見直しについて

(資料4にて説明)

(委員長)

基本、旧佐賀市の公民館に合せるということなので、原則、無料であるという考え方をことを貫くことかと思う。使用料を徴収する場合の条件、冷暖房料を取る。開館時間日や休館日も併せるという説明であった。

気づいた点は2点ある。1点目は、収入減になるのではないかという意見が議会からでるかと思うが、そこをどう考えるか。2点目は、開館時間を平準化するとなれば、休館日が多いところや、17時に閉館だった公民館は、長く開くこととなるので、その分の人件費ができるか。

(事務局)

収入の面からみると減になる。H23の利用実績を仮に当てはめると、使用料に関しては約36万円の減収。H23の10月に減免の取り扱いの整理をした。その際にも290万円程度の減収を見込んでいた。今回の改正は、前回と比べると甘んじて受け入れる。

2点目の時間外の管理の件だが、現行の公民館の管理の形態は3通りある。1つは、管理人が住み込みの公民館。2つ目は、住み込みでなく、時間外だけ常駐管理をしていただく公民館。小規模の公民館は、利用者が予め事務所から鍵を預かっておくスタイル。

17時閉館の公民館も、(17時以降)現行では予約が入れば、開館しているのが現状である。地域の方に鍵の施錠について委託できないか検討している。

(委員長)

収入減につながるのではないかという議論で、減免措置を見直した時点でワンクッションあるのではないかということに構わないかと思うが、収入減につながったとしても、佐賀市の利用料の無料の原則、減免を平準化することによって、旧町村部の社会教育、生涯学習の活動が活性化をするような見通しが語られないと、議会としても納得がいかないのかと思う。

夜間開けると支出増になるのではないかということに対しては、実態としてはそうなっており、加えて、市民の利用が促進をされるような議論が具体的に語られるといいと思う。

(事務局)

支出増については、利用者層の幅が広がると考えている。収入減については、市外の利用者から料金を徴収することにより、市内の利用者の促進につながると考える。

- ・事務局

今回は、本年5月ごろを予定している。

(12時10分 終了)